

夏合宿第 1 問

1. 氏名不詳者は、A が宝くじに必ず当選する特別抽選に選ばれたと誤信しているのに乗じ、「違約金 150 万円を支払わなければ抽選に参加できない」とうそを言った。
- 5 2. その後、A は、うそを見破り、警察に相談してたまされたふり作戦を開始し、現金が入っていない箱を指定の場所へ発送した。
3. 一方、甲はたまされたふり作戦が開始されたことを認識せずに、氏名不詳者から報酬約束のもとに荷物の受領を依頼され、それが詐欺の被害金を受け取る役割である可能性を認識しつつこれを引き受け、A から発送された現金が入っていない荷物を受領した。
- 10 甲の罪責を検討せよ。

参考判例：最決平成 29 年 12 月 11 日刑集 71 卷 10 号 535 頁